

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会
第13回火薬小委員会（書面開催）
議事要旨

回答者一覧

委員長 新井委員

委員 浅野委員、飯田委員、磯谷委員、伊藤委員、川崎委員、木村委員、熊崎委員、関委員、高木委員、高橋委員、東嶋委員、日吉委員、松尾委員、三浦委員、三宅委員、森下委員、山田委員

審議期間

令和2年12月21日（月曜日）～令和2年12月25日（金曜日）

議題

- （1）産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会関係WGについて（審議事項）
- （2）がん具煙火貯蔵庫に貯蔵する火薬類の種類について（審議事項）

審議結果等

議題について、書面審議により意見を聴取し、全ての委員（18名）から回答が得られた。

（1）産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会火薬小委員会関係WGについて（審議事項）

賛成17名、反対0名、座長一任1名であった。

なお、委員からは以下の意見があった。

- ・近年は、合同で開催されているようですので、WGを統合しても支障はないと思います。（高橋委員）
- ・火薬類販売事業者は、産業火薬と煙火双方の貯蔵・流通消費に携わっている者が多数存在しますので、それぞれの保安WGを廃止し新たに火薬類保安WGに一本化し新設すること賛成いたします。なお、新設された当該WGには広範囲な現場の豊富な知見を有する販売事業者も是非出席致したく、お願い申し上げます。（山田委員）

(2) がん具煙火貯蔵庫に貯蔵する火薬類の種類について（審議事項）

賛成 15 名、反対 0 名、座長一任 3 名であった。

なお、委員からは以下の意見があった。

- ・ 告示の「がん具として用いられる煙火の半製品であって、火薬又は爆薬が填薬された内筒とする。」との定義中、「内筒」は不適當で、「筒物」か「紙筒」（紙筒は、合成樹脂製の筒がないか、製造業者の聞取りが必要）とすべきと考えます。理由は、規則第 1 条の 5 第 1 号では、イ(1)は吹き出し等の筒物、ホ(1)は乱玉等の筒物、ホ(2)は内筒を打ち揚げる筒物と規定されています。よって、今回の定義にもこの筒物を用いるのが適當だと考えます。また、ホ(2)にあるように内筒とは筒から打ち揚げられる部品を意味することが多いと思われ、今回の定義には不適當だと考えます。（飯田委員）
- ・ 資料 2 の第 10 回産業保安 WG・煙火 WG 合同 WG における意見にも記載されているとおり、がん具煙火の半製品だということがわかるようにしていただければと思います。（熊崎委員）
- ・ 輸入半製品と、他のがん具煙火とで、貯蔵庫を変えなくてはならないというエビデンスが見当たらないように思います。産業を守るためにも認めてもいいのでは無いでしょうか。（高橋委員）
- ・ 着実な安全検査の実施をお願いします。（三浦委員）
- ・ 第 10 回産業保安 WG・煙火 WG 合同 WG における審議において、製品と比較して安全性に支障のない半製品については提案を認めることが妥当との結論を得ていることから、本件を承認することに問題ないと判断します。なお、業界においては、事業者の判断に相違が出ることの無いよう指針を出すなど、周知徹底を図っていただきたいです。（三宅委員）

<ご意見に対する考え方>

（がん具煙火貯蔵庫への貯蔵を認める半製品の明確化について）

告示において、貯蔵を認める半製品の要件を具体的に定めるとともに、その半製品の例（イメージ）を業界や都道府県等に周知して参ります。

告示における半製品の定義中「内筒」の表現が不適當とのご指摘を踏まえ、適切な用語への修正を検討します。

（がん具煙火半製品及びがん具煙火貯蔵庫の検査について）

がん具煙火の半製品については、輸入の際、事業者は、規則第1条の5に定める構造・組成であることを確認しており、また、完成品としてのがん具煙火に係る安全検査を実施しています。今後もこれらが適切に実施されることで本改正に係る安全性が確保されるものと考えています。

また、がん具煙火貯蔵庫は、年に1回、都道府県の行う保安検査により、火薬庫の技術上の基準への適合性を確認することとなっております。今回の改正事項が徹底されるよう、都道府県に周知を行って参ります。

お問合せ先

産業保安グループ 鉾山・火薬類監理官付

電話：03-3501-1870

FAX：03-3501-6565